

第7回山陽小野田市都市計画審議会議案

と き 平成23年9月26日(月)午後3時

ところ 山陽小野田市役所第一委員会室

議案第 1 号

山 都 第 L 1 0 0 4 - 1 5 号
平成 2 3 年 (2011 年) 9 月 2 6 日

山陽小野田市都市計画審議会長 様

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽都市計画下水道の変更について (諮問)

下記のとおり都市計画下水道を変更することについて、都市計画法 (昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号) 第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により、貴会の意見を求めます。

記

山陽都市計画下水道の変更 (山陽小野田市決定)

都市計画山陽小野田市公共下水道を次のように変更する。

1 下水道の名称

山陽都市計画 山陽小野田市公共下水道

2 排水区域

排水区域は総括図表示のとおり。ただし、排水区域は概ねの区域を表示するものであり、「農業振興地域の整備に関する法律」第8条第1項に基づき定められた農業振興地域整備計画における「農用地区域」は含まない。

(備考)
面積 約 537ha [分流汚水 約 537ha [山陽処理区
分流雨水 約 537ha]]

3 下水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
放流管渠	山陽小野田市大字郡字一ノ唐樋口	山陽小野田市大字郡字一ノ唐樋口	

「区域は計画図表示のとおり」

4 その他の施設

内 訳	位 置	備 考
山陽水処理センター	山陽小野田市大字郡字二ノ川東及び字一ノ唐樋口	約 23,800m ²
厚狭汚水中継ポンプ場	山陽小野田市大字山川字一丁田	約 620m ²

「区域は計画図表示のとおり」

変 更 理 由

山陽小野田市公共下水道は、昭和 51 年に公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を目的に中心市街地（約 522ha）を排水区域として都市計画決定し、現在では約 537ha に区域を拡大し、今日まで鋭意整備を進めてきているところです。

山陽小野田市公共下水道の全体計画については、近年の人口減少や社会情勢の変化に合わせて、計画諸元の再検討を行い、平成 20 年に見直しを実施しました。

これを契機に、効率的で適正な施設の配置計画等を見直しを行った結果、山陽水処理センターの区域を変更するとともに、厚狭第 1 汚水中継ポンプ場を廃止しようとするものです。

併せて厚狭第 2 汚水中継ポンプ場の名称変更を行います。

新旧対照表

1 下水道の名称

旧	新
山陽都市計画 山陽小野田市公共下水道	山陽都市計画 山陽小野田市公共下水道

2 排水区域

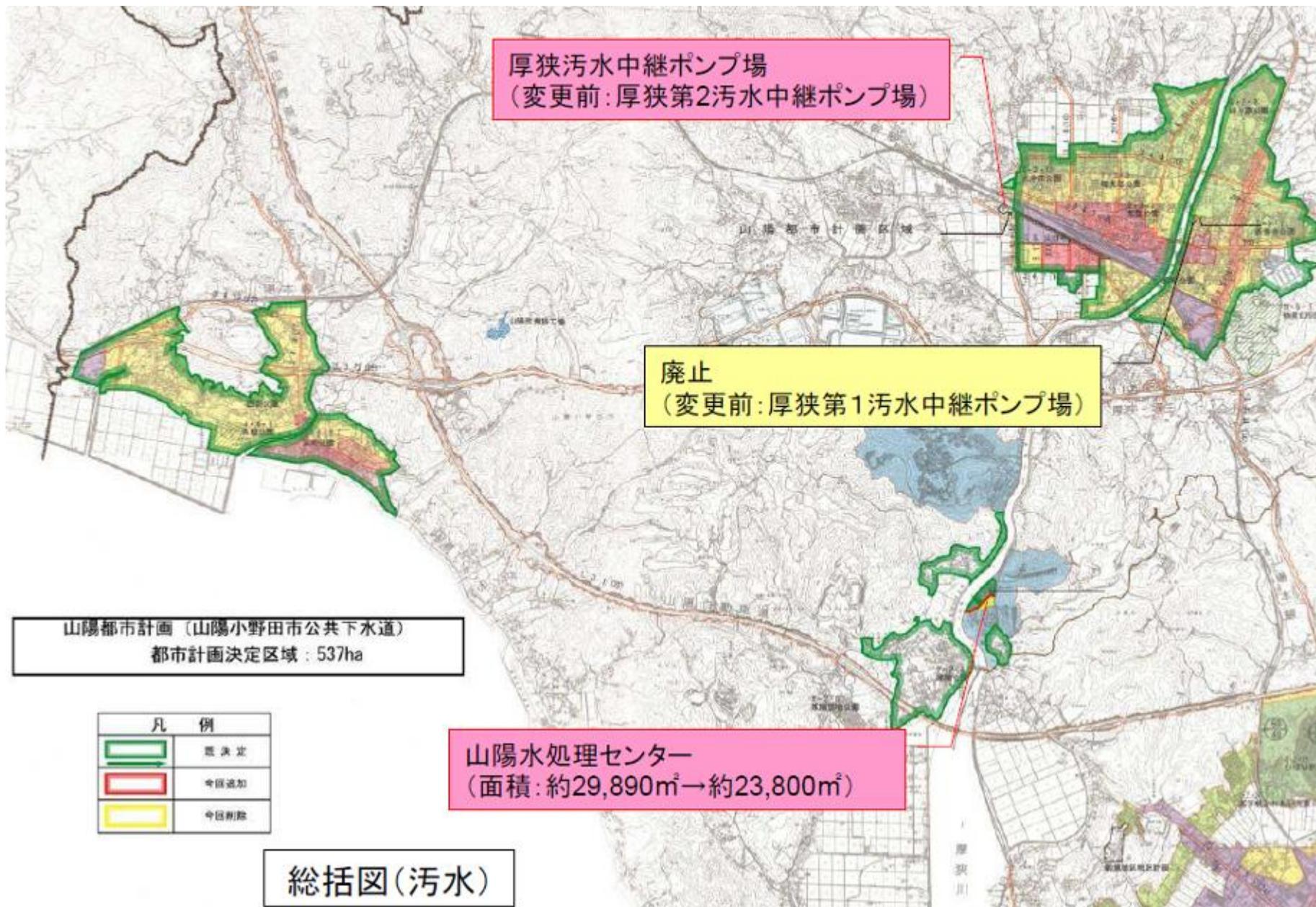
旧	新
総括図表示のとおり (備考) 面積 約 537ha (内訳) 分流汚水 約 537ha 分流雨水 約 537ha	総括図表示のとおり (備考) 面積 約 537ha (内訳) 分流汚水 約 537ha 分流雨水 約 537ha

ただし、排水区域は、概ねの区域を表示するものであり、「農業振興地域の整備に関する法律」第8条第1項に基づき定めた農業振興地域整備計画における「農用地区域」は含まない。

3 下水管渠

内訳	旧	新
放流管渠	起点：山陽小野田市大字郡字一ノ唐樋口 終点：山陽小野田市大字郡字一ノ唐樋口	起点：山陽小野田市大字郡字一ノ唐樋口 終点：山陽小野田市大字郡字一ノ唐樋口

「区域は計画図表示のとおり」



厚狭污水中継ポンプ場
(変更前: 厚狭第2污水中継ポンプ場)

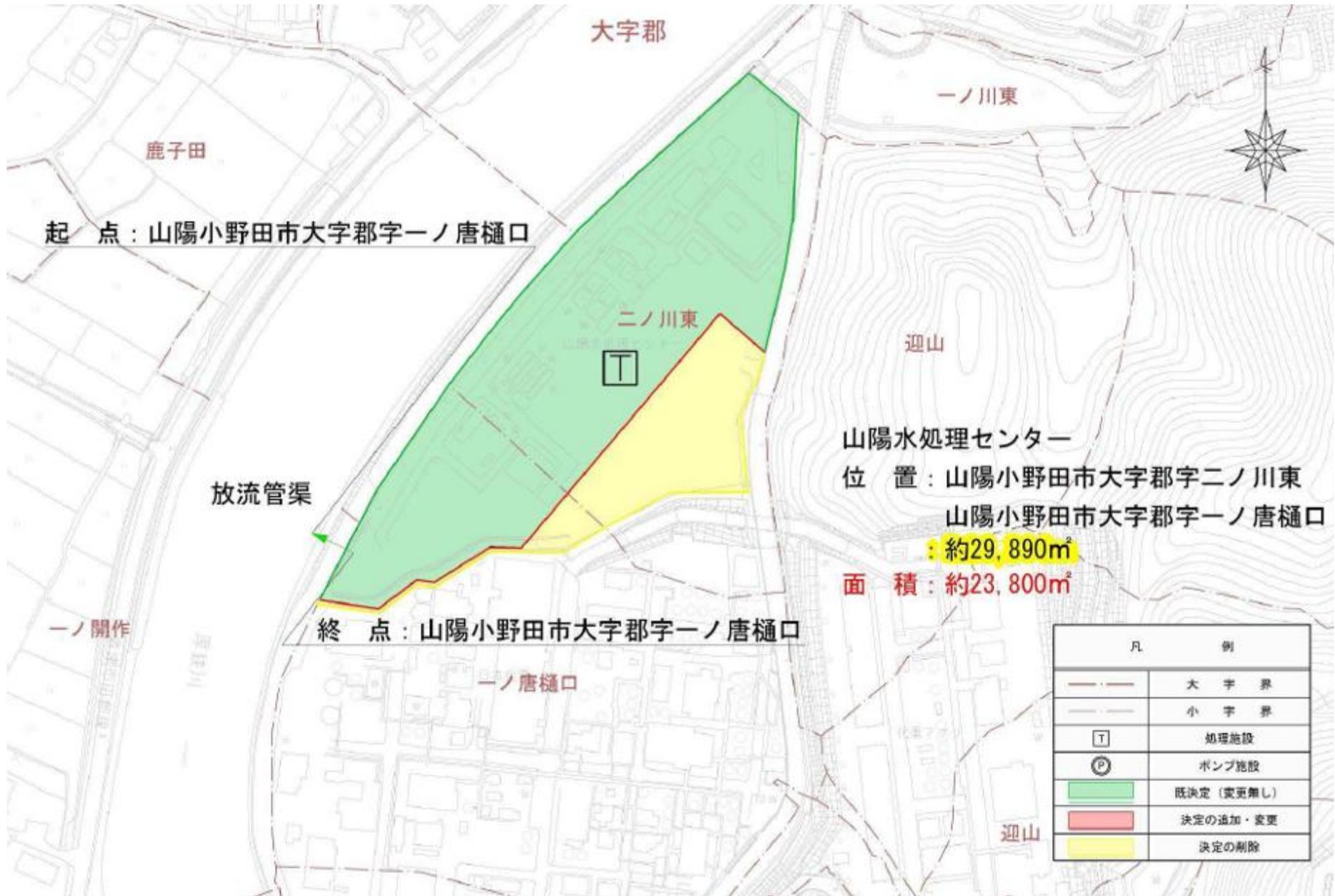
廃止
(変更前: 厚狭第1污水中継ポンプ場)

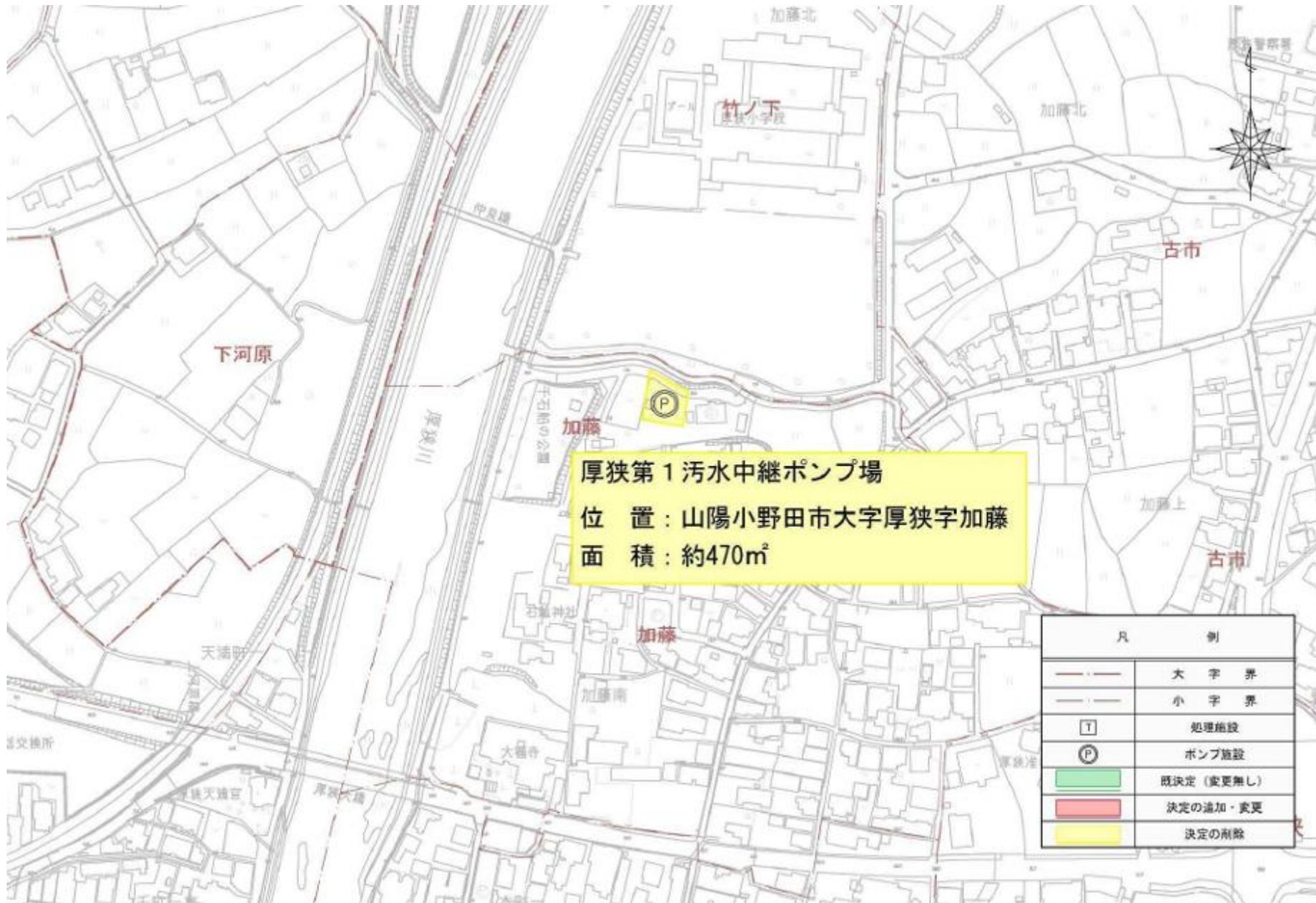
山陽都市計画 (山陽小野田市公共下水道)
都市計画決定区域: 537ha

山陽水処理センター
(面積: 約29,890㎡→約23,800㎡)

凡 例	
	既決定
	今回追加
	今回削除

総括図(污水)





厚狭第1汚水中継ポンプ場
 位置：山陽小野田市大字厚狭字加藤
 面積：約470㎡

凡 例	
	大字界
	小字界
	処理施設
	ポンプ施設
	既決定 (変更無し)
	決定の追加・変更
	決定の削除

